

公表用

令和4年11月30日

自 第123号議案

至 第172号議案

令和4年第4回

八王子市議会定例会議案

八王子市

目 次

第123号議案	令和4年度八王子市一般会計補正予算（第6号）について……………	1
第124号議案	令和4年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第2号）について……………	3
第125号議案	令和4年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算（第6号）について……………	5
第126号議案	八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例設定について……………	7
第127号議案	八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例設定について……………	11
第128号議案	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例設定について……………	13
第129号議案	八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について……………	15
第130号議案	八王子市男女共同参画推進条例設定について……………	17
第131号議案	八王子市育英基金条例の一部を改正する条例設定について……………	25
第132号議案	八王子市奨学資金支給条例の一部を改正する条例設定について……………	27
第133号議案	本庁舎浸水対策建築工事請負契約の締結について……………	29
第134号議案	国指定史跡八王子城跡保存用地の取得について……………	31
第135号議案	移動台等の取得について……………	33
第136号議案	八王子市立保育園の指定管理者の指定について（八王子市立静教保育園）……………	35
第137号議案	八王子市立保育園の指定管理者の指定について（八王子市立多賀保育園）……………	37
第138号議案	八王子市立保育園の指定管理者の指定について（八王子市立市役所内保育園）……………	39
第139号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王子市立東浅川小学童保育所）……………	41
第140号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について（八王	

	子市立浅川学童保育所) ……………	43
第141号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立下柚木学童保育所) ……………	45
第142号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立由木西小学童保育所) ……………	47
第143号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立由木学童保育所) ……………	49
第144号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立由木東小学童保育所) ……………	51
第145号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立松が谷学童保育所) ……………	53
第146号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立南大沢学童保育所) ……………	55
第147号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立南大沢西学童保育所) ……………	57
第148号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立宮上学童保育所) ……………	59
第149号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立まつぎ学童保育所) ……………	61
第150号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立長池学童保育所) ……………	63
第151号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立秋葉台学童保育所) ……………	65
第152号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立別所学童保育所) ……………	67
第153号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立散田小学童保育所) ……………	69
第154号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立山田小学童保育所) ……………	71
第155号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王	

	子市立長房学童保育所) ……………	73
第156号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立船田小学童保育所) ……………	75
第157号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立柵田小学童保育所) ……………	77
第158号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立横山第一小学童保育所) ……………	79
第159号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立館ヶ丘学童保育所) ……………	81
第160号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立寺田学童保育所) ……………	83
第161号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立恩方東学童保育所) ……………	85
第162号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立由井学童保育所) ……………	87
第163号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立片倉台学童保育所) ……………	89
第164号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立由井かたくら学童保育所) ……………	91
第165号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立七国小学童保育所) ……………	93
第166号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立みなみ野君田小学童保育所) ……………	95
第167号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立北野学童保育所) ……………	97
第168号議案	八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について(八王子市立高嶺小学童保育所) ……………	99
第169号議案	高尾599ミュージアムの指定管理者の指定について……………	101
第170号議案	八王子市立都市公園の指定管理者の指定について(八王子市立大塚公園ほか) ……………	103

第171号議案	八王子市立都市公園の指定管理者の指定について（八王子市立みなみ野大船の尾根緑地ほか）	105
第172号議案	市道路線の認定について	109

第 1 2 3 号議案

令和 4 年度八王子市一般会計補正予算（第 6 号）について

令和 4 年度八王子市一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり定めるにつき、
地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第 1 2 4 号議案

令和 4 年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度八王子市借入金管理特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第 1 2 5 号議案

令和 4 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算
(第 6 号) について

令和 4 年度八王子市給与及び公共料金特別会計補正予算 (第 6 号) を別冊のと
おり定めるにつき、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

第126号議案

八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例設定について

八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(個人情報保護管理責任者)

第3条 実施機関（法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）は、法第65条及び第66条第1項の規定による事務を処理させるため、当該実施機関の職員のうちから個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

(開示することができる期日の通知)

第4条 実施機関は、法第82条の規定により開示請求に対する措置をとる場合において、開示請求に係る保有個人情報が、期間の経過によりその全部又は一部を開示することができる期日が明らかであるときは、その期日を開示請求者に通知するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(情報公開・個人情報保護運営審議会)

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成8年八王子市条例第8号）第1条に規定する八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における保有個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(個人情報保護相談員)

第7条 個人情報の保護に係る相談、受付、連絡調整等の事務を行い、個人情報保護制度を利用しようとするものの利便を図るため、個人情報保護相談員を置く。

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(八王子市個人情報保護条例の廃止)

2 八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の八王子市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第4条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に旧条例第14条、第25条、第30条又は第35条の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止については、なお従前の例による。
- 5 次に掲げる者に係る旧条例第45条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定によるその事務又は業務に関し知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行前に旧条例第45条第1項の受託した事務に従事していた者
 - (2) この条例の施行前に旧条例第45条第3項の規定により同条第1項の規定が準用される指定管理者が管理する公の施設の業務に従事していた者
- 6 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者が、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第56条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を、この条例の施行後に正当な理由がないのに提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 7 この条例の施行前に旧条例第45条第1項の受託した事務又はこの条例の施行前に同条第3項の規定により同条第1項の規定が準用される指定管理者が管理する公の施設の業務（以下「旧受託事務等」という。）に従事していた者

(以下「旧受託事務等従事者」という。)が、この条例の施行前において旧受託事務等により作成し、又は取得した旧条例第57条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された電磁的記録で、旧受託事務等従事者が組織的に用いるものとして当該受託者又は当該指定管理者が保有していたものであって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を、この条例の施行後に正当な理由がないのに提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

8 この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者が、その業務に関して知り得た旧個人情報であってこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されたものを、この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 旧受託事務等従事者が、旧受託事務等に関して知り得た旧個人情報であってこの条例の施行前において旧受託事務等により作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録(官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がなされているものを除く。)で旧受託事務等従事者が組織的に用いるものとして当該受託者又は当該指定管理者が保有していたものに記録されたものを、この条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 第6項から前項までの規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

11 この条例の施行により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

第127号議案

八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正
する条例設定について

八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成8年八王子市条例第7号）
の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び八王子市情報公開条例（平成12年八王子市条例第67号。以下「情報公開条例」という。）第19条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、市長の附属機関として、八王子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第5条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関（<u>法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関をいう。以下同じ。</u>）に対し、審査請求に係る公文書等（<u>法第82条、第93条若しくは第101条の決定に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）又は</u>情報公開条例第12条各項の決定に係</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 八王子市情報公開条例（平成12年八王子市条例第67号。以下「情報公開条例」という。）第19条及び八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号。以下「個人情報保護条例」という。）第42条の規定による諮問に応じて審議するため、市長の附属機関として、八王子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第5条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求に係る公文書等（情報公開条例第12条各項の決定に係る公文書又は個人情報保護条例第20条、第28条、第33条若しくは第38条の決定に係る個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提</p>

<p>る公文書をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書等の公開又は開示を求めることができない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>示された公文書等の公開又は開示を求めることができない。</p> <p>2～4 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定により置かれた八王子市情報公開・個人情報保護審査会及びその委員は、この条例による改正後の八王子市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定により置く八王子市情報公開・個人情報保護審査会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

第128号議案

八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を
改正する条例設定について

八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例を次の
とおり設定するものとする。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例
八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成8年八王子市条例第8
号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 八王子市情報公開条例（平成12年八王子市条例第67号）に基づく情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報及び</u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、市長の附属機関として、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。</p> <p>(1) 市長が諮問する情報公開制度の運営に関する重要事項</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 八王子市情報公開条例（平成12年八王子市条例第67号）に基づく情報公開制度<u>及び八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度</u>の適正かつ円滑な運営を推進し、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、市長の附属機関として、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。</p> <p>(1) 市長が諮問する情報公開制度<u>及び個人情報保護制度</u>の運営に関する重要事項</p>

<p>(2) 八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年八王子市条例第 号）第6条の規定により実施機関が意見を聴くことが特に必要であると認めた事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 審議会は、情報公開制度の運営に関する重要事項及び個人情報の適正な取扱いについて、市長に意見を述べることができる。</p>	<p>(2) 個人情報保護条例の規定により実施機関が意見を聴くこととされた事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定により置かれた八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会及びその委員は、この条例による改正後の八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の規定により置く八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

第129号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和24年八王子市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。ただし、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により証明書等を交付するものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、昭和24年6月1日から、これを施行する。</p> <p>2 大正6年9月制定手数料条例及び昭和23年8月八王子市条例第25号自動車運転免許証交付手数料条例は、この条例施行の日からこれを廃止する。</p> <p>3 <u>令和5年1月4日から令和6年3月31日までの電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を</u></p>	<p>(免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。ただし、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により証明書等を交付するものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和24年6月1日から、これを施行する。</p> <p>大正6年9月制定手数料条例及び昭和23年8月八王子市条例第25号自動車運転免許証交付手数料条例は、この条例施行の日からこれを廃止する。</p>

記録した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して、多機能端末機により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る手数料については、第2条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 市民税・都民税課税（非課税）証明書 1通につき10円

(2) 印鑑登録証明書 1通につき10円

(3) 戸籍の全部事項証明書又は個人事項証明書 1通につき10円

(4) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し 1通につき10円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第130号議案

八王子市男女共同参画推進条例設定について

八王子市男女共同参画推進条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市男女共同参画推進条例

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ制定された男女共同参画社会基本法のもと、ジェンダー平等の実現に向けた国際社会の動向と協調しつつ、様々な取組が進められてきた。

本市においても、平成11年に「男女共同参画都市」を宣言し、「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づき、男女共同参画に関する総合的な取組を進めてきた。

こうした取組等により、男女共同参画は着実に前進しつつある一方で、社会全体においてアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識に基づく構造的な問題等が依然として根強く残っており、また、性別に起因する権利侵害等、多くの課題が残されている。

若者が集まる学園都市であり、企業が多数集積する本市において、誰もが学びやすく、働きやすく、社会のあらゆる分野に参画できる環境を整えることが重要である。未だに課題が残る男女共同参画を、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が共に手を携えて着実に推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、

教育関係者、事業者及び地域活動団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって様々な場面において、男女が共に参画する社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員としてお互いを尊重し合い、自らの意思によって家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女がその個性及び能力を十分に発揮することができ、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ジェンダー平等 性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆるものごとを一緒に決めることをいう。
- (3) アンコンシャス・バイアス 誰もが潜在的に持っている無意識の思い込みのことをいう。
- (4) 性別による固定的な役割分担意識 個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、役割を分ける考え方のことをいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。
- (6) 教育関係者 市内において学校、地域その他の社会のあらゆる分野において行われる教育に携わる者をいう。
- (7) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (8) 地域活動団体 町会、自治会その他市民を主な構成員として市内において活動を行う団体をいう。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (10) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人

に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 誰もが、個人としての尊厳が重んぜられることにより、性別による差別的取扱いを受けることがなく、その個性及び能力を発揮し、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は教育関係者、事業者及び地域活動団体における方針の立案及び決定の過程に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活において、また、学校、職場、地域その他の社会生活において対等な立場で参画できること。
- (5) 男女が、互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等の性及び生殖に関する個人の意思を尊重し合い、生涯にわたり安全かつ健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 誰もが、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する暴力を受けることがなく、個人として尊重されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下この条から第9条まで、第12条、第14条及び第15条において「施策」という。）を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体（以下「市民等」という。）並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、家庭、

学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、男女共同参画の推進において教育が果たす役割が重要であるとの認識の下に、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、個人の意欲、能力、個性等が尊重され、男女が共に参画することができるよう努めなければならない。

2 事業者は、雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動を両立することができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(地域活動団体の責務)

第8条 地域活動団体は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、男女が共に参画できるよう努めなければならない。

2 地域活動団体は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(情報の収集及び調査)

第9条 市長は、施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について、情報の収集及び調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めることができる。

(啓発活動)

第10条 市長は、市民等に対し、男女共同参画についての関心及び理解を深めるために必要な啓発活動を行うものとする。

(活動に対する支援)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民等に対し、人材の育成、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(体制の整備)

第12条 市長は、施策を効果的に実施するため、相談や啓発活動等を行うための拠点の設置や、市民等並びに国及び他の地方公共団体との相互連携等のために必要な体制を整備するものとする。

(男女共同参画推進審議会)

第13条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として八王子市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 次条第1項に規定する推進計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し、市長が必要と認める事項

3 審議会は、学識経験者、市民、事業者、関係団体が推薦する者その他市長が必要と認めるもののうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

4 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(推進計画)

第14条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前3項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第15条 市長は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第16条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の性別に起因する権利侵害に当たる行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第17条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及び暴力的行為を助長し、又は連想させる表現並びに著しく性的感情を刺激する表現を行わないよう努めなければならない。

(相談申出への対応)

第18条 市長は、性別に起因する権利侵害その他の男女共同参画の推進を妨げる行為について、市民等からの相談の申出を受けるための窓口を設置する。

2 市長は、前項の相談の申出を受けた場合、関係機関と連携し、適切な処理に努めるものとする。

(苦情申出への対応)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等からの苦情の申出を受けるための窓口を設置する。

2 市長は、前項の苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第1項で受けた苦情の申出について、必要があると認めるときは、次条に規定する苦情処理委員会の意見を聴くものとする。

(男女共同参画苦情処理委員会)

第20条 前条第1項の規定による苦情の申出について、公正かつ適切に処理す

るため、市長の附属機関として八王子市男女共同参画苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）を置く。

- 2 苦情処理委員会は、前条第3項の規定による市長の諮問に応じ、前条第1項の規定による苦情の申出について調査審議し、答申する。
- 3 苦情処理委員会は、男女共同参画の推進に識見を有する者のうちから市長が委嘱する委員3人以内をもって組織する。
- 4 苦情処理委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

（委任）

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定された男女が共に生きるまち八王子プランは、第14条の規定により策定された推進計画とみなす。
- 3 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八王子市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条、第5条関係）				別表第1（第2条、第5条関係）			
番号	区分	報酬の額（円）	費用弁償の額	番号	区分	報酬の額（円）	費用弁償の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
39	(略)	(略)		39	(略)	(略)	
40	男女共同参画推進審議会委員	日額 12,000					
41	男女共同参画苦情処理委員会委員	日額 12,000					
42	(略)	(略)		40	(略)	(略)	

<u>43</u> ~	(略)	(略)		<u>41</u> ~	(略)	(略)	
<u>99</u>				<u>97</u>			
備考 (略)				備考 (略)			

第131号議案

八王子市育英基金条例の一部を改正する条例設定について

八王子市育英基金条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市育英基金条例の一部を改正する条例

八王子市育英基金条例（昭和36年八王子市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(処分) 第6条 基金は、 奨学事業に必要な 財源に充てる場合には、 その一部 を処分することができる。	(処分) 第6条 基金は、 八王子市奨学資金支給条例（昭和35年八王子市条例第10号）第8条第1項に規定する特別奨学金の 財源に充てる場合には、 基金の運用から生ずる収益の限度において、これ を処分することができる。
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第132号議案

八王子市奨学資金支給条例の一部を改正する条例設定について

八王子市奨学資金支給条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市奨学資金支給条例の一部を改正する条例

八王子市奨学資金支給条例（昭和35年八王子市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市内に居住する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程に限る。以下これらを「高等学校等」という。）に在学し、成績良好で学習意欲があり、かつ、経済的理由により修学困難なものに対して修学上必要な学資金（以下「奨学金」という。）を支給し、もつて社会貢献できる有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 奨学金の支給を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市内に居住する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程に限る。以下これらを「高等学校等」という。）に在学し、成績良好、身心健全にして、かつ、経済的理由により修学困難なものに対して修学上必要な学資金（以下「奨学金」という。）を支給し、もつて有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 奨学金の支給を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 成績が良好で学習意欲があり、社会貢
献の意志があること。

(3)～(5) (略)

(2) 成績が良好で身心共に健全であるこ
と。

(3)～(5) (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第133号議案

本庁舎浸水対策建築工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | |
|---------|---|
| 1 契約の目的 | 本庁舎浸水対策建築工事 |
| 2 契約金額 | 金3億8,654万円 |
| 3 契約先 | 八王子市中野上町四丁目39番2号
三友建設株式会社
代表取締役 外 池 正 明 |

第134号議案

国指定史跡八王子城跡保存用地の取得について

下記のとおり土地を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 取得の目的 | 国指定史跡八王子城跡保存用地 |
| 2 | 土地の所在 | 八王子市元八王子町三丁目2735番4 |
| 3 | 取得面積 | 13,400平方メートル |
| 4 | 取得金額 | 金3,082万円 |
| 5 | 取得先 | |

第135号議案

移動台等の取得について

下記のとおり移動台等を取得するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

1	取得の目的	学校給食センター檜原用	
2	種類及び数量	移動台	110台
		スタッキングカート	40台
		食材棚	28台
		デジタル台はかり	24台
		配缶台	20台
		移動式スパテラストンド	18台
		移動棚	16台
		掃除用具ロッカー	8台
		ラックインカート	6台
		L型台車	4台

	手動式缶切機	2台
3 取得金額	金3,569万5,000円	
4 取得先	八王子市大谷町1043番地63 平成調理機株式会社 代表取締役 関本 徹	

第136号議案

八王子市立保育園の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立保育園の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名 称 八王子市立静教保育園
- 2 指定管理者 八王子市美山町1791番地3
社会福祉法人 太和会
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

第137号議案

八王子市立保育園の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立保育園の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立多賀保育園
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町二丁目6番20号
社会福祉法人 愛和会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

第138号議案

八王子市立保育園の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立保育園の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立市役所内保育園
- 2 指定管理者 八王子市石川町1094番地2
社会福祉法人 鶴見会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第139号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立東浅川小学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市散田町五丁目35番5号
社会福祉法人 敬愛学園
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第140号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立浅川学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第141号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立下柚木学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第142号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立由木西小学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第143号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立由木学童保育所
- 2 指定管理者 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第144号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立由木東小学童保育所
- 2 指定管理者 東京都港区芝四丁目13-3 PMO田町東10F
株式会社 明日葉
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第145号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立松が谷学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第146号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立南大沢学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第147号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立南大沢西学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第148号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立宮上学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第149号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立まつぎ学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第150号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立長池学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第151号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立秋葉台学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第152号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立別所学童保育所
- 2 指定管理者 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第153号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立散田小学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市散田町五丁目35番5号
社会福祉法人 敬愛学園
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第154号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立山田小学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市散田町五丁目35番5号
社会福祉法人 敬愛学園
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第155号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立長房学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第156号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立船田小学童保育所
- 2 指定管理者 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第157号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名 称 八王子市立櫛田小学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市館町1629番地
社会福祉法人 竜光会
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第158号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立横山第一小学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市館町1629番地
社会福祉法人 竜光会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第159号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立館ヶ丘学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第160号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立寺田学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第161号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立恩方東学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市下恩方町2066番地36
NPO法人 恩方キッズ
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

第162号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立由井学童保育所
- 2 指定管理者 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第163号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立片倉台学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第164号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立由井かたくら学童保育所
- 2 指定管理者 東京都港区芝四丁目13-3 PMO田町東10F
株式会社 明日葉
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第165号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 施設の名 称 | 八王子市立七国小学童保育所 |
| 2 指定管理 者 | 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会 |
| 3 指 定 期 間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

第166号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立みなみ野君田小学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市散田町五丁目35番5号
社会福祉法人 敬愛学園
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第167号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立北野学童保育所
- 2 指定管理者 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地
ハーベスト株式会社
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第168号議案

八王子市立学童保育所の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立学童保育所の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 八王子市立高嶺小学童保育所
- 2 指定管理者 八王子市元本郷町三丁目24番1号
社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第169号議案

高尾599ミュージアムの指定管理者の指定について

下記のとおり高尾599ミュージアムの指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 高尾599ミュージアム
- 2 指定管理者 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
株式会社京王エージェンシー・株式会社京王設備サービス
共同事業体
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

第170号議案

八王子市立都市公園の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立都市公園の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 八王子市立大塚公園
八王子市立大平公園
八王子市立内裏谷戸公園
八王子市立松木公園
八王子市立別所公園
八王子市立殿入中央公園
八王子市立北野公園
八王子市立久保山公園 |
| 2 | 指定管理者 | 八王子市北野町582番地1
八王子スポーツパーク共同事業体 |
| 3 | 指定期間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

第171号議案

八王子市立都市公園の指定管理者の指定について

下記のとおり八王子市立都市公園の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和4年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

記

- 1 施設の名称 別紙のとおり
- 2 指定管理者 八王子市北野町582番地1
ニュータウンアーバンビレッジパーク共同事業体
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

別紙

番号	名 称	番号	名 称
1	八王子市立みなみ野大船の尾根緑地	43	八王子市立七国シフォンの丘公園
		44	八王子市立七国閑道公園
2	八王子市立みなみ野下大船公園	45	八王子市立七国公園
3	八王子市立片倉町悦び台公園	46	八王子市立七国おおふね若山緑地
4	八王子市立片倉町臺公園	47	八王子市立七国第九緑地
5	八王子市立片倉城跡公園	48	八王子市立七国西公園
6	八王子市立時田風原緑地	49	八王子市立七国大船公園
7	八王子市立片倉つどいの森公園	50	八王子市立七国西緑地
8	八王子市立西片倉只沼公園	51	八王子市立七国第三緑地
9	八王子市立西片倉台浅間公園	52	八王子市立七国第四緑地
10	八王子市立西片倉只沼の尾根緑地	53	八王子市立宇津貫公園
11	八王子市立西片倉第二緑地	54	八王子市立七国第一緑地
12	八王子市立西片倉第一緑地	55	八王子市立七国君田公園
13	八王子市立西片倉つつじ公園	56	八王子市立七国第二緑地
14	八王子市立みなみ野の丘公園	57	八王子市立七国閑道西尾根緑地
15	八王子市立みなみ野毘沙門東緑地		
16	八王子市立みなみ野毘沙門の丘緑地		
17	八王子市立みなみ野第四緑地		
18	八王子市立みなみ野菖蒲谷戸公園		
19	八王子市立みなみ野第三緑地		
20	八王子市立みなみ野君田の尾根緑地		
21	八王子市立みなみ野第五緑地		
22	八王子市立みなみ野かしのき公園		
23	八王子市立みなみ野第二緑地		
24	八王子市立栃谷戸東緑地		
25	八王子市立栃谷戸公園		
26	八王子市立みなみ野第一緑地		
27	八王子市立みなみ野けやき公園		
28	八王子市立兵衛下平公園		
29	八王子市立兵衛下平緑地		
30	八王子市立兵衛和田内公園		
31	八王子市立兵衛熊野公園		
32	八王子市立兵衛第三緑地		
33	八王子市立兵衛第二緑地		
34	八王子市立兵衛和田内の尾根緑地		
35	八王子市立七国第六緑地		
36	八王子市立七国第十緑地		
37	八王子市立宇津貫緑地		
38	八王子市立七国の尾根緑地		
39	八王子市立七国第五緑地		
40	八王子市立七国の丘公園		
41	八王子市立七国第七緑地		
42	八王子市立七国第八緑地		

第 1 7 2 号議案

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定するにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により議決を求める。

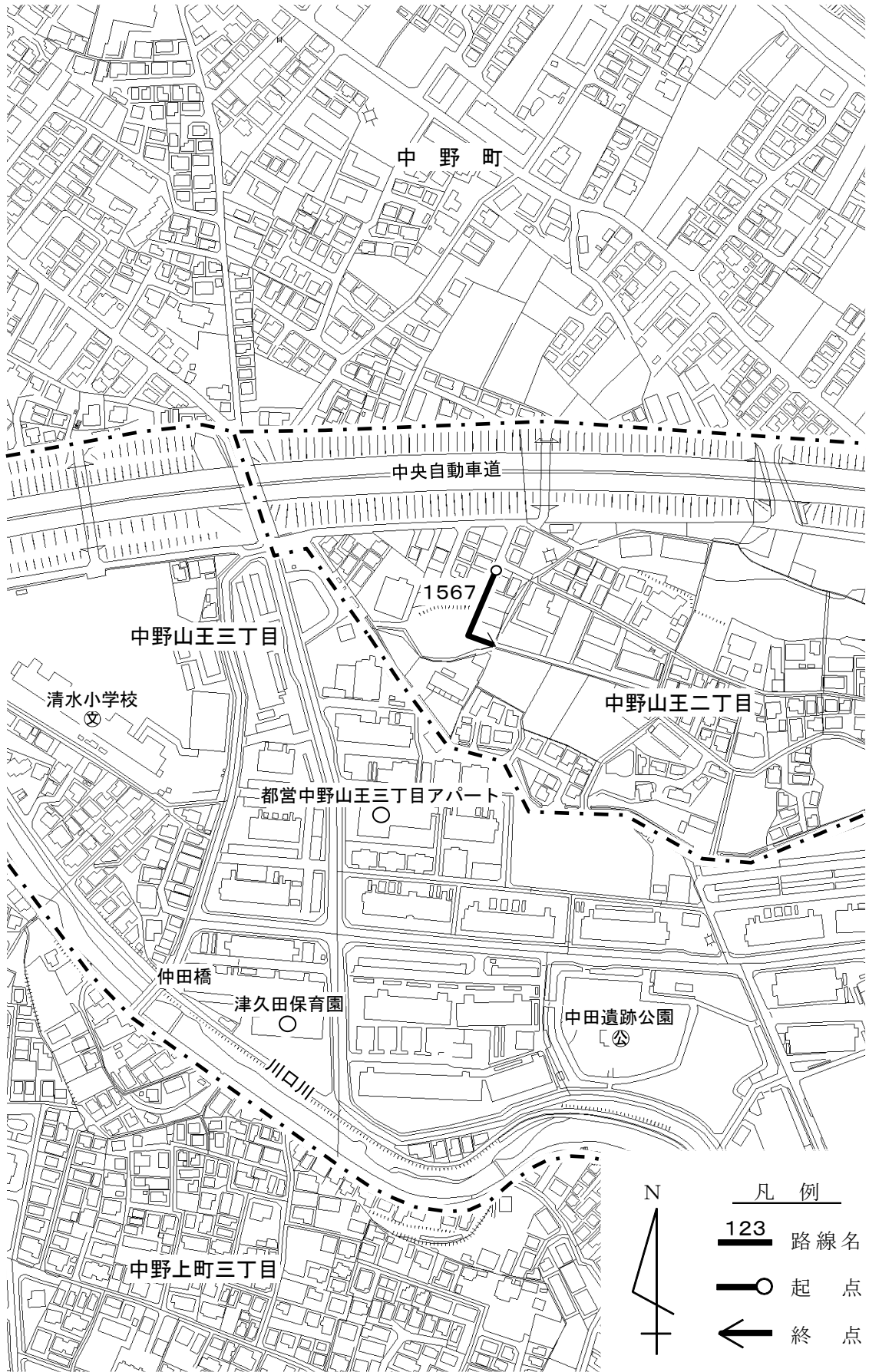
令和 4 年 1 1 月 3 0 日

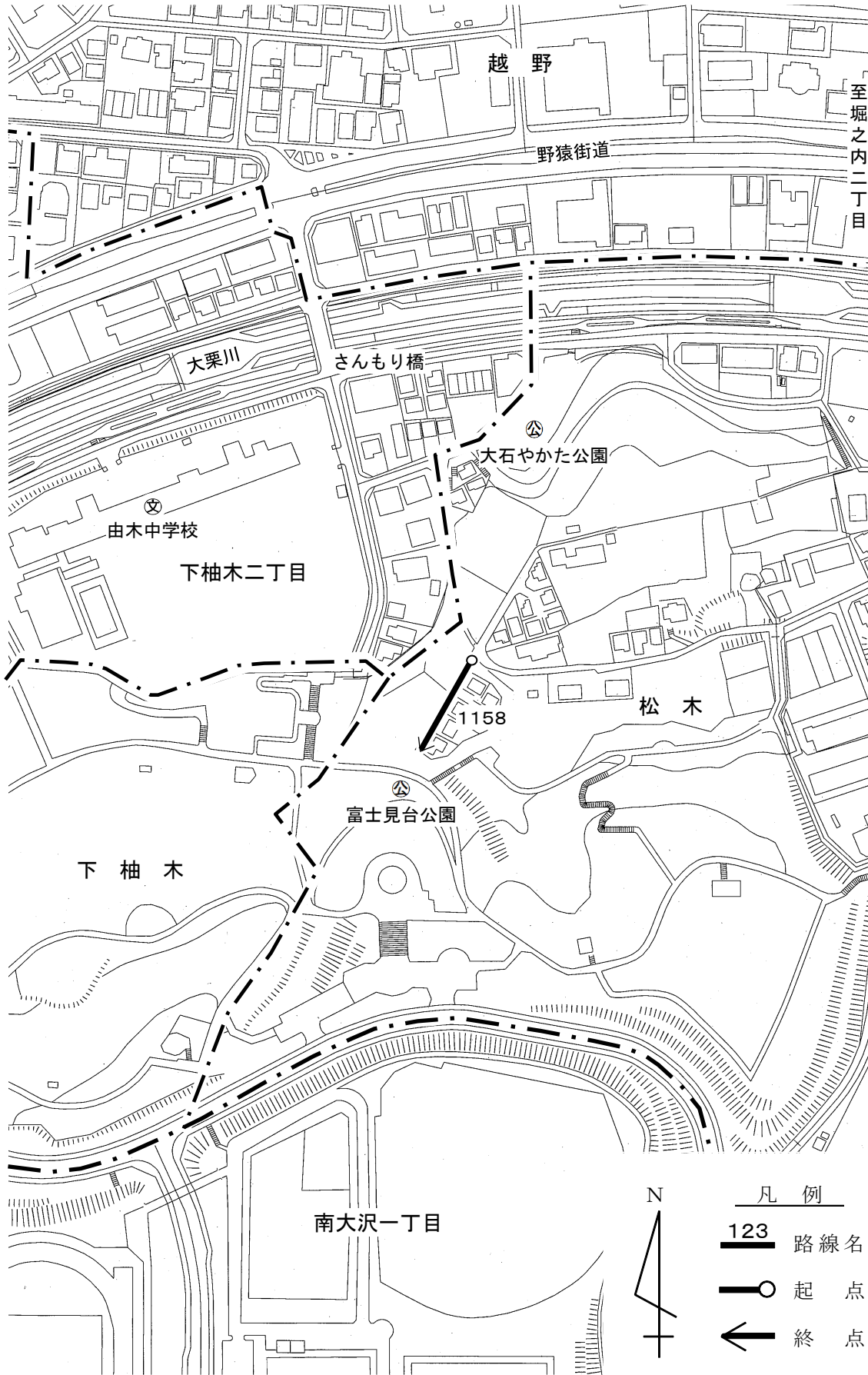
提出者 八王子市長 石 森 孝 志

路 線 名	起 点 ・ 終 点	備 考
市道八王子 1 4 3 7 号線	自 八王子市中野上町三丁目 3 3 3 4 番 3 地先 至 同 所 3 3 2 0 番 1 地先	別紙略図 1 表示のとおり
市道八王子 1 4 3 8 号線	自 八王子市中野上町三丁目 3 3 3 4 番 3 地先 至 同 所 3 3 2 1 番 1 地先	
市道八王子 1 4 3 9 号線	自 八王子市中野上町三丁目 3 2 8 4 番 1 地先 至 同 所 3 2 8 4 番 1 地先	
市道八王子 1 4 4 0 号線	自 八王子市中野上町三丁目 3 3 2 1 番 1 0 地先 至 同 所 3 3 3 5 番 5 地先	
市道八王子 1 5 6 7 号線	自 八王子市中野山王二丁目 2 2 3 9 番 2 3 地先 至 同 所 2 2 3 9 番 3 9 地先	別紙略図 2 表示のとおり
市道由木 1 1 5 8 号線	自 八王子市松木 1 5 1 3 番 2 地先 至 同 所 1 5 1 3 番 3 2 地先	別紙略図 3 表示のとおり
市道川口 3 8 5 号線	自 八王子市檜原町 5 2 4 番 1 地先 至 同 所 5 2 4 番 6 地先	別紙略図 4 表示のとおり



略 図 2





略 図 4

